

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月12日（火）第3374号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

| | | |
|-----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定の解除 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （食の安全推進課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件） | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 | （都市計画課取扱い） | 4 |
| 公 告 | | |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 4 |
| ○落札者等の公告 | （農地整備課取扱い） | 6 |
| 公 安 委 員 会 規 則 | | |
| ○原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※） | （免許試験課取扱い） | 6 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 7 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1156 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年12月12日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分重久字茅落1457番1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1157号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口牛尾字小城699番1, 699番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
霧島市横川町中ノ字城山447番1・447番24・447番33（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1159号

指宿市開聞川尻5873番地7 かいゑい漁業協同組合代表理事組合長丸山義明及び指宿市開聞川尻5824番地 坂元茂からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 指宿市開聞区域（指宿市開聞十町、開聞仙田、開聞上野及び開聞川尻の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第1160号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号 | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生産業者 | |
|-------------|-------------|--------------|-------|-----------------------------------|--------|------------|--------------|
| | | | | | | 氏名又は名称 | 住所 |
| 鹿児島県肥第1236号 | 平成36年2月9日 | 米ぬか油かす及びその粉末 | 脱脂米糠 | 窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0 | 該当なし | 南日本コメ油株式会社 | 鹿児島市南栄三丁目19番 |

鹿児島県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年12月13日から平成30年1月16日まで
- 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第3換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年12月13日から平成30年1月16日まで
- 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 敷地の延長（メートル） |
|-------|---------|---------------------------|--------|-------------|-------------|
| 県道 | 鹿児島東市来線 | 日置市伊集院町大田字平田42番3地先から同市伊集院 | 前 | 7.9～31.9 | 268.5 |
| | | | 後 | 10.9～32.9 | 270.5 |

| | | | | |
|--|---------------------|---|-----------|-------|
| | 町寺脇字水流2426番地先ま で | 後 | 10.6～47.1 | 286.5 |
|--|---------------------|---|-----------|-------|

鹿児島県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成29年12月12日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---------|---|-------------|
| 県道 | 鹿児島東市来線 | 日置市伊集院町大田字平田43番2地先から同市伊集院町寺脇字水流2429番1地先まで | 平成29年12月12日 |

鹿児島県告示第1165号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により，土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 土地区画整理組合の名称
川内市権現原土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成17年9月9日から平成31年3月31日まで
- 施行地区
薩摩川内市御陵下町字権現原，字権現脇及び字後田の各一部
- 事務所の所在地
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 設立認可の年月日
平成17年9月2日
- 変更認可の年月日
平成29年12月1日

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成29年12月12日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成29年12月12日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オプシアミスミ
鹿児島市宇宿二丁目314番地 外4筆
- 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社M i s u m i 代表取締役社長 岡恒憲
鹿児島市卸本町7番地20 外2社
ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 築城政雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社三城 代表取締役社長 中尾文彦
東京都品川区北品川四丁目7番35御殿山トラストタワー9階
株式会社ザザホラヤ 代表取締役 洞皓人
福岡県北九州市若松区本町三丁目9番25号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
鹿児島市東開町8番地8
有限会社ニューバッグワカマツ 代表取締役 若松孝一郎
鹿児島市東千石町8番29南国タクシービル5階
株式会社パレモ 代表取締役社長 中本敏幸
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社靴の尚美堂 代表取締役 有馬正雄
鹿児島市東千石町19番8号
株式会社マックハウス 代表取締役社長 舟橋浩司
東京都杉並区梅里一丁目7番7号新高円寺ツインビル6階
有限会社アップスイング 代表取締役 鈴木康祐
鹿児島市東谷山四丁目31番11
株式会社スペースプラン 代表取締役 柳田博文
鹿児島市東開町4番90
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
藤久株式会社 代表取締役 後藤薫徳
愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地
- (2) 変更後 株式会社M i s u m i 代表取締役社長 岡恒憲
鹿児島市卸本町7番地20 外2社
ゼビオ株式会社 代表取締役社長 加藤智治
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 佐々木勉
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社ヨネザワ 代表取締役社長 米澤房朝
熊本市水前寺六丁目3-6
株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 佐藤好潔
大阪市中央区南本町3-3-21
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史
福岡市博多区住吉二丁目2番1号スクエア博多イースト9階
株式会社ニューバッグワカマツ 代表取締役 若松孝一郎
鹿児島市高麗町22-6
株式会社パレモ 代表取締役社長 吉田馨
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社靴の尚美堂 代表取締役社長 有馬秀雄
鹿児島市東千石町19番8号
株式会社マックハウス 代表取締役社長 白土孝
東京都杉並区梅里一丁目7番7号新高円寺ツインビル6階
株式会社アップスイング 代表取締役 鈴木康祐

鹿児島市東谷山五丁目41番17

株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山誠一

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社しまむら 代表取締役社長執行役員 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

3 変更年月日

- (1) ゼビオ株式会社に係る変更 平成27年10月1日
- (2) マックスバリュ九州株式会社に係る変更 平成26年5月23日
- (3) 株式会社三城に係る変更 平成29年8月21日
- (4) 株式会社ヨネザワ, 株式会社赤ちゃん本舗及び株式会社アルカスインターナショナルに係る変更 平成29年11月1日
- (5) 株式会社ザザホラヤに係る変更 平成26年1月20日
- (6) 株式会社マツモトキヨシ九州販売の住所に係る変更 平成24年10月1日
- (7) 株式会社マツモトキヨシ九州販売の代表者の氏名に係る変更 平成28年4月1日
- (8) 株式会社ニューバッグワカマツに係る変更 平成26年2月22日
- (9) 株式会社パレモに係る変更 平成27年2月21日
- (10) 株式会社靴の尚美堂に係る変更 平成22年10月1日
- (11) 株式会社マックハウスに係る変更 平成25年5月21日
- (12) 有限会社アップスイングの名称に係る変更 平成25年6月6日
- (13) 有限会社アップスイングの住所に係る変更 平成29年11月15日
- (14) 株式会社スペースプランに係る変更 平成25年9月2日
- (15) 株式会社しまむらに係る変更 平成27年5月14日
- (16) 藤久株式会社に係る変更 平成29年8月14日

4 届出年月日

平成29年11月22日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年12月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
広幅複写機の賃貸借 11台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県農政部農地整備課工事事務係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社鹿児島営業センター
鹿児島市浜町1番8号
- 5 落札金額
47,104,740円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年9月19日

公安委員会規則

原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第27号

原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「資格の承認等」を「の要件」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

講習を行う講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第13条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改める。

別表第1受付の項中「クラス，」を削り、同表安全運転の知識の項中「ビデオ」を「DVD」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「生年月日」，「昭和」及び「平成」を削り、同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第134号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年12月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|-------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRコードギアスH | 株式会社ビスティ | 7P1169 |
| ぱちんこ遊技機 | CR偽物語LTD | サミー株式会社 | 7P1025 |
| ぱちんこ遊技機 | CR偽物語ETE | サミー株式会社 | 7P1196 |
| 回胴式遊技機 | パチスロ エヴァンゲリオン・30MODEL S | 株式会社ビスティ | 7S0581 |
| 回胴式遊技機 | ルパン三世不二子Type-A+ / G6 | 株式会社オリンピア | 7S1296 |
| 回胴式遊技機 | 沖ドキ！パケーションNN-30 | 株式会社アクロス | 7S1311 |